

三田市協働のまちづくり基本指針の概要

わたしたちが住み、働き、学ぶこのまちには、多様なまちづくりの担い手が存在します。市では、これら異なる価値観や行動原理を持つ主体が共通の認識のもとに力を合わせてまちづくりに取り組むため、協働の場面における共通のルールや考え方を明らかにする「三田市協働のまちづくり基本指針」を平成 27 年に策定しました。

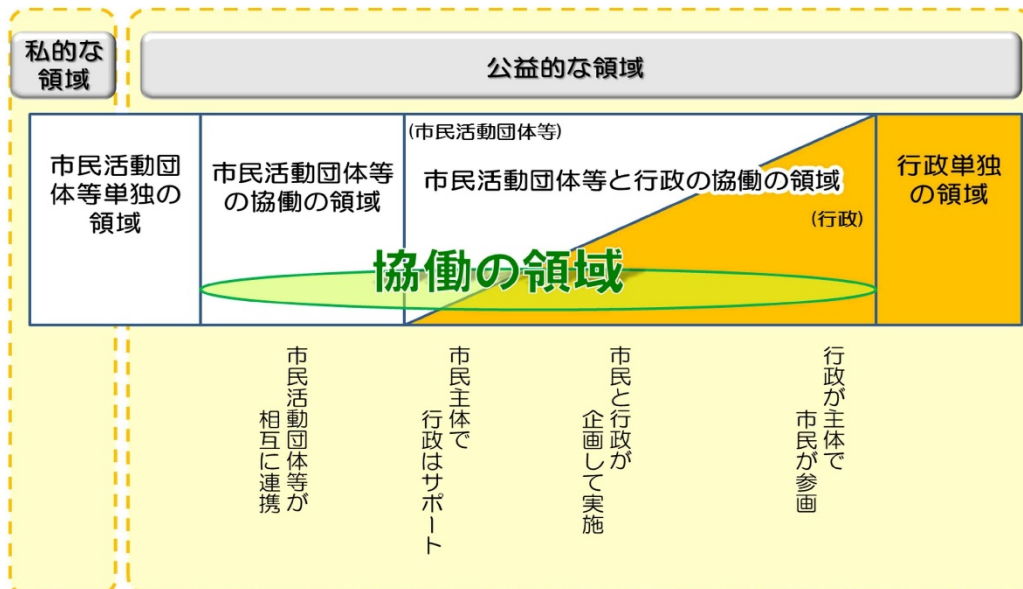
この指針は、三田市まちづくり基本条例に規定する「地域コミュニティのあり方」及び「協働のまちづくりの推進方策」を受けて策定したものです。今後、この指針により市民・団体・事業者・行政など多様な主体が、持てる力を最大限発揮できる環境を整え、お互いの違いを乗り越えて連携する協働のまちづくりを推進します。

1 協働の理念と基本的な考え方

総論部分では、協働の言葉の定義や協働するときのルール、協働の範囲、進め方など協働に関する基本的な考え方とともに、住民自治の基礎的な単位となる地域コミュニティの目指すべき方向性を示しています。

協働とは

市民・団体・事業者・行政など活動や立場が異なる者が、共通の目的を達成するために、お互いの信頼に基づいて、それぞれの立場と分野を活かし、対等の関係で活動し、連携し、及び協力して取り組むことを「協働」としています。



協働の原則

協働を進めるときは、次の6つの原則を確認しながら進めていくこととしています。

- ・ 相互理解の原則
- ・ 対等の原則
- ・ 自主性尊重の原則
- ・ 目的共有と役割分担の原則
- ・ 情報公開の原則
- ・ 評価・検証の原則

地域コミュニティのあり方

目指すべき地域コミュニティの方向性を次のとおりまとめています。

- ・ 様々な課題に主体的に取り組む
- ・ 自律的に運営される
- ・ 多様な主体がつながり、楽しく活動する
- ・ お互いに支え合う

2 協働のまちづくりの推進方策

協働のまちづくりを実践していくため、次の取り組みを進めます。

(1) 担い手を増やす

若者など多様な世代の参加を促進するために気軽に想いを語る場づくりや市民活動の自立化に向けた支援を行います。

(2) 活動する人をつなげる

多様な主体がつながるため、地域での井戸端会議などの取り組みを推進するとともに、つなぎ役となるコーディネーターなどの発掘と地域での中間支援機能を充実します。

(3) 協働を推進する仕組みをつくる

この指針に定める協働を実践する制度の創設や職員などに対する意識の高揚を図り、協働のまちづくりを推進する仕組みを整えます。

(4) 協働を推進する仕組みをつくる

地域づくりを包括的に推進する組織(まちづくり協議会等)の立ち上げを推進し、地域担当職員との連携を図りながら地域コミュニティの主体的な活動を支援します。